

土木工事共通仕様書(農村整備編) 新旧比較表

新(平成24年度)							旧(平成18年度)								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13						第13編	農村整備編	10						第10編	農村整備編
							<p>本編は山口県土木工事共通仕様書の分冊であり農業農村整備事業に係る土木工事(ほ場整備工、管水路工、農道工、ため池改修工)について定めたものである。</p> <p>【第3編 土木工事共通編追記事項】</p> <p>受注者は、表1-1段階確認一覧表とあわせて、表1-1(2)段階確認一覧表に示す確認時期においても段階確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1(2)段階確認一覧表</p>								
13	1					第1章	ほ場整備工	10	1					第1章	ほ場整備工事
13	1	1				第1節	適用	10	1	1				第1節	適用
							(削除)	10	1	1	1			1-1-1	適用
13	1	1				2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書 第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、適用すべき各編の規定によるものとする。	10	1	1	1	2	0	2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書(平成14年)及び本編他章の規定によるものとする。
13	1	2				第2節	一般事項	10	1	2				第2節	一般事項
13	1	2	1			1-2-1	適用すべき諸基準	10	1	2	1			1-2-1	適用すべき諸基準
							<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類及び山口県土木工事共通仕様書の適用すべき諸基準の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「頭首工」</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「水路工」</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「パイプライン」</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「水路トンネル」</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「ポンプ場」</p> <p>農業農村工学会 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「農道」</p> <p>農業土木学会 土地改良事業設計指針 フェームバンド</p> <p>山口県農林水産部農村整備課 ほ場整備事業実施の手引き</p>								適用すべき諸基準については、山口県土木工事共通仕様書(平成14年)の適用すべき諸基準の規定によるものとする。
							以下、共通仕様書内の「受注者」の表現								以下、共通仕様書内の「請負者」の表現

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	1	2	2			1-2-2	一般事項	10	1	2	2			1-2-2	一般事項
							(削除) 以下同色部分は(削除)	10	1	2	2	5		段階確認	あらかじめ、監督職員が指示した部分の他、基盤均平の完了時、沸水処理工完了時等、主要な工事段階の区切り目には、監督職員の検査を受け、合格しなければ継の施工に移行してはならない。
								10	1	2	2	6		関係者との対応	地元関係者との対応は原則として発注者において行うが、やむを得ず請負者が直接関係者に対する場合には親切を旨として接し、トラブルを起こさないよう留意すると共に、その状況を監督職員に報告しなければならない。
13	1	3				第3節	整地工	10	1	3				第3節	整地工
13	1	3	2			1-3-2	法面整形工	10	1	3	2			1-3-2	整形仕上げ工
							法面整形の施工については、第1編2-3-5法面整形工の規定によるものとする。								整形仕上げの施工については、第1編4-3-5整形仕上げ工の規定によるものとする。
13	1	3	4			1-3-4	暗渠排水工	10	1	3	4			1-3-4	暗渠排水工(湧水処理工)
13	1	3	5			1-3-5	排水口工	10	1	3	5			1-3-5	ほ場排水口及び用水取水口
							排水口については、設計図書に基づき設置しなければならない。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。	10	1	3	5	1		1.	ほ場排水口の排水管は、VUφ150mmまたは、VUφ200mmを原則とする。
								10	1	3	5	2		2.	排水口の設置位置は、監督職員と協議の上設置するものとする。
								10	1	3	5	3		3.	排水口VU管の布設は表面に露出しないよう施工することを原則とするが、施工上問題の生じる箇所は、監督職員と協議しなければならない。
								10	1	3	5	4		4.	排水柵の底の高さは、田面下45cmを標準に施工しなければならない。
								10	1	3	5	5		5.	用水の取付は分水ベンチフリューム等を用いて行い、継手部はコンクリート等により補強しなければならない。
								10	1	3	5	6		6.	取水位置は耕区の上流端を原則とし、その高さは取水に支障のない高さを確保しなければならない。なお、取水口のほ場取付け部は耕作に支障の生じないよう施工しなければならない。
13	1	3	6			1-3-6	植生工	10	1	3	6			1-3-6	植生工
13	1	3	6	1		1.	植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。	10	1	3	6	1		1.	植生工の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。
								10	1	3	7			1-3-7	作業残土処理工
															作業残土処理工の施工については、第1編4-3-7作業残土処理工の規定によるものとする。
								10	1	3	8			1-3-8	構造物取壊し工
															構造物取壊し工の施工については、第1編3-9-3構造物取壊し工の規定によるものとする。
13	1	4				第4節	用水路工(開水路)	10	1	4				第4節	用水路工(開水路)
13	1	4	1			1-4-1	作業土工	10	1	4	1			1-4-1	作業土工
							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
								10	1	4	2			1-4-2	整形仕上げ工
															整形仕上げ工の施工については、第1編4-3-5整形仕上げ工の規定によるものとする。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
								10	1	4	3			1-4-3	植生工 植生工の施工については、本章1-3-6植生工の規定によるものとする。
13	1	4	2			1-4-2	用水路工	10	1	4	4			1-4-4	用水路工
								10	1	4	4	8		8.	工事に使用するコンクリート二時製品は、十分使用する目的に合致し田品質、形状、寸法を有しているもので、ひび、欠け、傷等の欠点があるものを使用はならない。なお、ほ場整備で使用するベンチフリュームは、「山口県型」を標準とする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
13	1	4	3			1-4-3	取水工	10	1	4	5			1-4-5	取水工
13	1	4	4			1-4-4	付帯工	10	1	4	6			1-4-6	付帯工
							柵、管渠、呑口、吐口の施工にあたっては、 本章1-4-2用水路工 の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。								柵、管渠、呑口、吐口の施工にあたっては、本章1-4-4用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。
13	1	6				第6節	排水路工	10	1	6				第6節	排水路工
13	1	6	1			1-6-1	作業土工	10	1	6	1			1-6-1	作業土工
							作業土工の施工については、 第3編2-3-3作業土工 の規定によるものとする。								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
								10	1	6	2			1-6-2	整形仕上げ工 整形仕上げ工の施工については、第1編4-3-5整形仕上げ工の規定によるものとする。
								10	1	6	3			1-6-3	植生工 植生工の施工については、本章1-3-6植生工の規定によるものとする。
13	1	6	2			1-6-2	排水路工	10	1	6	4			1-6-4	排水路工
								10	1	6	4	8		8.	工事に使用するコンクリート2次製品は、十分使用する目的に合致した品質、形状、寸法を有しているもので、ひび、欠け、傷等の欠点があるものを使用してはならない。なおほ場整備で使用するベンチフリュームは「山口県型」を標準とする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
13	1	6	3			1-6-3	付帯工	10	1	6	5			1-6-5	付帯工
							付帯工の施工については、 本章1-4-4付帯工 の規定によるものとする。								付帯工の施工については、本章1-4-6付帯工の規定によるものとする。
13	1	7				第7節	道路工	10	1	7				第7節	道路工
								10	1	7	1			1-7-1	掘削工 掘削工の施工については、第1編4-4-2掘削工の規定によるものとする。
								10	1	7	2			1-7-2	盛土工 盛土工の施工については、第1編4-3-3盛土工の規定によるものとする。
								10	1	7	3			1-7-3	路体盛土工 路体盛土工の施工については、第1編路体盛土工の施工によるものとする。
								10	1	7	4			1-7-4	路床盛土工 路床盛土工の施工については、第1編4-4-4路床盛土工の規定によるものとする。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正	
								10	1	7	5			1-7-5	整形仕上げ工 整形仕上げ工の施工については、第1編4-3-5整形仕上げ工の規定によるものとする。	
								10	1	7	6			1-7-6	植生工 植生工の施工については、本省1-3-6植生工の規定によるものとする。	
								10	1	7	7			1-7-7	吹付工 吹付工の施工については、第1編3-3-6吹付工の規定によるものとする。	
								10	1	7	8			1-7-8	舗装準備工 舗装準備工の施工については、第1編3-6-4舗装準備工の規定によるものとする。	
								10	1	7	9			1-7-9	アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。	
								10	1	7	10			1-7-10	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第1編3-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。	
13	1	7	1			1-7-1	砂利舗装工 受注者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一となるように仕上げなければならない。	10	1	7	11			1-7-11	砂利舗装工 路面上置き砂利は敷厚が均一となるように仕上げなければならない。	
13	1	7	2			1-7-2	農道工 農道工に準ずる道路工の施工については、本編第3章農道工の規定による。									
13	2					第2章	管水路工	10	2					第2章	管水路工事	
13	2	1				第1節	適用	10	2	1				第1節	適用	
13	2	1	1			2-1-1	適用	10	2	1	1			2-1-1	適用	
13	2	1	1	2		2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、適用すべき各編の規定によるものとする。	10	2	1	1	2		2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書(平成14年)及び本編他章の規定によるものとする。	
13	2	2				第2節	一般事項	10	2	2				第2節	一般事項	
13	2	2	1			2-2-1	適用すべき諸基準	10	2	2	1			2-2-1	適用すべき諸基準	
13	2	2	1	(1)		(1)	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」農林水産省農村振興局	10	2	2	1			(1)	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」農林水産省農村振興局	
13	2	2	1	(2)		(2)	コンクリート標準示方書 (社)土木学会	10	2	2	1			(2)	コンクリート標準示方書 (社)土木学会	
13	2	2	1	(3)		(3)	JWWA K139(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管合成樹脂塗料	10	2	2	1			(3)	JWWA K139(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管合成樹脂塗料	
13	2	2	1	(4)		(4)	JWWA G112(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	10	2	2	1			(4)	JWWA G112(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	
13	2	2	1	(5)		(5)	JWWA G113(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管	10	2	2	1			(5)	JWWA G113(水道用ダクタイトル) 鑄鉄管	
13	2	2	1	(6)		(6)	JWWA G114(水道用ダクタイトル) 鑄鉄異形管	10	2	2	1			(6)	JWWA G114(水道用ダクタイトル) 鑄鉄異形管	
								10	2	2	1			(7)	JWWA K 153-1999(水道用ジョイントコート)	
								10	2	2	1			(8)	JWWA K 153-2000(水道用エポキシ樹脂塗料塗装方法)	
13	2	2	1	(7)		(7)	WSP 012-2010(水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)	10	2	2	1			(9)	WSP 012-98(水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)	
								10	2	2	1			(10)	WSP 047-92(水道用プラスチック被覆鋼管)	
13	2	2	1	(8)		(8)	WSP 009-2004(水道用外面塗装基準)	10	2	2	1			(11)	WSP 009-96(水道用外面塗装基準)	
13	2	2	1	(9)		(9)	WSP 002-98(水道用塗覆装鋼管現場施工基)	10	2	2	1			(12)	WSP 002-98(水道用塗覆装鋼管現場施工基)	
13	2	2	1	(10)		(10)	WSP 004-2002(水道用塗覆装鋼管梱包基準)	10	2	2	1			(13)	WSP 004-2002(水道用塗覆装鋼管梱包基準)	

編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
13	2	2	1		(11)	(11)						(14)						(14)					
13	2	2	1		(12)	(12)						(15)						(15)					
												(16)						(16)					
13	2	2	1		(13)	(13)																	
13	2	2	1		(14)	(14)																	
13	2	2	1		(15)	(15)						(17)						(17)					
13	2	2	1		(16)	(16)						(18)						(18)					
13	2	2	1		(17)	(17)						(19)						(19)					
13	2	2	1		(18)	(18)						(20)						(20)					
13	2	2	1		(19)	(19)						(21)						(21)					
13	2	2	1		(20)	(20)						(22)						(22)					
13	2	2	1		(21)	(21)						(23)						(23)					
13	2	2	1		(22)	(22)						(24)						(24)					
13	2	2	1		(23)	(23)																	
13	2	2	1		(24)	(24)																	
13	2	2	1		(25)	(25)																	
13	2	2	1		(26)	(26)																	
13	2	3				第3節						第3節						第3節					
13	2	3	1			2-3-1																	
13	2	3	1	1		1.						1.						1.					
												2-3-2						2-3-2					
												2-3-3						2-3-3					
												2-3-4						2-3-4					
												2-3-5						2-3-5					
												第4節						第4節					
												2-4-1						2-4-1					
13	2	4				第4節						第5節						第5節					
13	2	4	1			2-4-1						2-5-1						2-5-1					
13	2	4	2			2-4-2						2-5-2						2-5-2					

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	2	4	3			2-4-3	コンクリート基礎工	10	2	5	3			2-5-3	コンクリート基礎工
13	2	5				第5節	管体工	10	2	6				第6節	管体工
13	2	5	1			2-5-1	硬質塩化ビニル管布設工	10	2	6	1			2-6-1	硬質塩化ビニル管布設工
13	2	5	1	6		6.	ゴム輪継手を使用する場合は、本章2-5-2強化プラスチック複合管布設工1・強化プラスチック複合管に準拠し施工するものとする。	10	2	6	1	6		6.	ゴム輪継手を使用する場合は、本章2-6-2強化プラスチック複合管布設工1・強化プラスチック複合管に準拠し施工するものとする。
13	2	5	2			2-5-2	強化プラスチック複合管布設工	10	2	6	2			2-6-2	強化プラスチック複合管布設工
13	2	5	2	1		1.	強化プラスチック複合管	10	2	6	2	1		1.	強化プラスチック複合管
13	2	5	2	2		2.	鋼製異形管	10	2	6	2	2		2.	鋼製異形管
13	2	5	2	2	(1)	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112-2009の規定によるものとする。据付については、本章2-5-4鋼管布設工の規定によるものとする。	10	2	6	2	2	(1)	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112-2000の規定によるものとする。据付については、本章2-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。
13	2	5	3			2-5-3	ダクタイル鋳鉄管布設工	10	2	6	3	0		2-6-3	ダクタイル鋳鉄管布設工
13	2	5	3	1		1.	ダクタイル鋳鉄管	10	2	6	3	1		1.	ダクタイル鋳鉄管
13	2	5	3	1	2	(2)	ボルトの締付けにあたっては、本章2-5-2強化プラスチック複合管布設工2.鋼製異形管(2)の規定によるものとする。	10	2	6	3	1	2	(2)	ボルトの締付けにあたっては、本章2-6-2強化プラスチック複合管布設工2.鋼製異形管(2)の規定によるものとする。
13	2	5	3	2		2.	鋼製異形管	10	2	6	3	2		2.	鋼製異形管
13	2	5	3	2	1	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本章2-5-4鋼管布設工の規定によるものとする。	10	2	6	3	2	1	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本章2-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。
13	2	5	4			2-5-4	鋼管布設工	10	2	6	4	0		2-6-4	鋼管布設工
13	2	5	4	1		1.工場製作		10	2	6	4	1		1.工場製作	
13	2	5	4	1	(3)	塗覆装 3)	2)内面塗装は、液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法JWWA K 135-2007による。塗膜厚0.5mm以上とする。	10	2	6	4	1	(3)	塗覆装 3)	2)内面塗装は、液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法JWWA K 135-2000による。塗膜厚0.5mm以上とする。
13	2	5	4	1	表		膜厚等の詳細仕様	10	2	6	4		表		膜厚等の詳細仕様
						直管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2005							直管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2002
						テーパ付き直管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2005							テーパ付き直管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2002
						異形管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2005							異形管	農業用プラスチック被覆鋼管WSP A -101-2002
13	2	5	4	1	(3)	6)	屋外露出管の外表面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009-2010に準拠する。	10	2	6	4	1	(3)	6)	屋外露出管の外表面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009-96に準拠する。
13	2	5	4	2	(1)	据付 4)	据付けは、WSP 002-2010及びWSP A-102-2009による。	10	2	6	4	2	(1)	据付 4)	据付けは、WSP 002-98及びWSP A-102-2002による。
13	2	5	4	2	(2)	溶接 1)	溶接棒は、第2編2-5-7溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。また、溶接棒の取り扱い、WSP 002-2010による。	10	2	6	4	2	(2)	溶接 1)	溶接棒は、第1編2-7-7溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。また、溶接棒の取り扱い、WSP 002-98による。
13	2	5	4	2	(2)	7)	突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002-2010及びWSP A-102-2009による。	10	2	6	4	2	(2)	7)	突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002-98及びWSP A-102-2002による。
13	2	5	4	2	(3)	塗装 3)	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2010プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2009による。	10	2	6	4	2	(3)	塗装 3)	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-92プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2002による。
13	2	5	4	2	(3)	表	現場溶接部:ジョイントコート「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	10	2	6	4	2	(3)	表	現場溶接部:ジョイントコート「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-92)」

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	2	5	4	3	(3)	4)	基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2010に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。なお、バルブ、可とう管、継輪についても同様とする。	10	2	6	4	2	(3)	4)	基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-1999に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。なお、バルブ、可とう管、継輪についても同様とする。
13	2	5	4	3	(3)	表	管縦断方向はジョイントコートの幅以上とし、円周方向は1.5周巻き(1周+上半周)とする。)	10	2	6	4	2	(3)	表	管縦断方向はジョイントコートの幅以上とし、円周方向のシート同士の重ねは50mm程度とする。
13	2	5	4	3		3.	鋼製異形管	10	2	6	4	3	2	3.	鋼製異形管
					(2)		ボルトの締付けについては、本章2-5-2強化プラスチック悪業管布設工2. 鋼製異形管(2)の制定によるものとする。	10	2	6	4	3	2	(2)	ボルトの締付けについては、本章2-6-2強化プラスチック悪業管布設工2. 鋼製異形管(2)の制定によるものとする。
13	2	5	5			2-5-5	弁設置工	10	2	6	5	0		2-6-5	弁設置工
13	2	5	5	1			受注者は、弁類の設置にあたり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、本章第14節防食対策工の規定によるものとする。	10	2	6	5	1			請負者は、弁類の設置にあたり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、本章第19節防食対策工の規定によるものとする。
13	2	5	5	4			受注者は、ボルトの締付けについて、本章2-5-2強化プラスチック複合管布設工2.鋼製異形管(2)の規定によるものとする。	10	2	6	5	4			請負者は、ボルトの締付けについて、本章2-6-2強化プラスチック複合管布設工2.鋼製異形管(2)の規定によるものとする。
13	2	6				第6節	分水弁室工	10	2	7				第7節	分水弁室工
13	2	6	1			2-6-1	作業土工	10	2	7	1			2-7-1	作業土工
							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
13	2	6	2			2-6-2	弁室工	10	2	7	2			2-7-2	弁室工
13	2	6	2	1		1.	基礎工の施工については、第3編2-4-1 2基礎工の規定によるものとする。	10	2	7	2	1		1.	基礎工の施工については、第1編第3章第4節基礎工の規定によるものとする。
13	2	6	2	2		2.	型枠の施工については、第3編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	10	2	7	2	2		2.	型枠の施工については、第1編第5章第4節型枠及び支保の規定によるものとする。
13	2	6	2	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	10	2	7	2	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第5章第3節コンクリートの規定によるものとする。
13	2	6	2	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	10	2	7	2	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第5章第5節鉄筋の規定によるものとする。
13	2	6	2	5		5.	受注者は、弁室の底版と側壁部の打継目部については、構造物内への地下水の侵入を防ぐため、打継目部の処理を十分に行うとともに、第1編3-6-7打継目3. の補強等を行うものとする。	10	2	7	2	5		5.	請負者は、弁室の底版と側壁部の打継目部については、構造物内への地下水の侵入を防ぐため、打継目部の処理を十分に行うとともに、第1編5-3-9施工継目3. の補強等を行うものとする。
13	2	6	2	7		7.	巻き上げロッド及び振れ止め金具の設置にあたり、弁がスムーズに開閉できるよう芯を通すとともに、本章第14節防食対策工の規定によるものとする。	10	2	7	2	7		7.	巻き上げロッド及び振れ止め金具の設置にあたり、弁がスムーズに開閉できるよう芯を通すとともに、本章第19節防食対策工の規定によるものとする。
13	2	6	3			2-6-3	付帯施設設置工	10	2	7	3			2-7-3	付帯施設設置工
13	2	6	3	1		1.	ネットフェンス等の施工については、第10編第2章第8節防護柵工の規定によるものとする。	10	2	7	3	1		1.	ネットフェンス等の施工については、第6編第2章第5節防護柵工の規定によるものとする。
13	2	6	3	2		2.	敷砂利工の施工については、本編第1章1-7-1砂利舗装工の規定によるものとする。	10	2	7	3	2		2.	敷砂利鋼の施工については、本編1-7-11砂利舗装工の規定によるものとする。
13	2	7				第7節	排泥弁室工	10	2	8				第8節	排泥弁室工
13	2	7	1			2-7-1	作業土工	10	2	8	1			2-8-1	作業土工
							作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	2	7	2			2-7-2	弁室工 排泥弁室工の施工については、 本章2-6-2 弁室工の規定によるものとする。	10	2	8	2			2-8-2	弁室工 排泥弁室工の施工については、 本章2-7-2 弁室工の規定によるものとする。
13	2	7	3			2-7-3	付帯施設設置工 付帯施設設置工の規定については、 本章2-6-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。	10	2	8	3			2-8-3	付帯施設設置工 付帯施設設置工の規定については、 本章2-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。
13	2	8				第8節	空気弁室工	10	2	9				第9節	空気弁室工
13	2	8	1			2-8-1	作業土工 作業土工の施工については、 第3編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	10	2	9	1			2-9-1	作業土工 作業土工の施工については、 第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
13	2	8	2			2-8-2	弁室工 排泥弁室工の施工については、 本章2-6-2 弁室工の規定によるものとする。	10	2	9	2			2-9-2	弁室工 空気弁室工の施工については、 本章2-7-2 弁室工の規定によるものとする。
13	2	9				第9節	流量計室工	10	2	10				第10節	流量計室工
13	2	9	1			2-9-1	作業土工 作業土工の施工については、 第3編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	10	2	10	1			2-10-1	作業土工 作業土工の施工については、 第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
13	2	9	2			2-9-2	計器類室工 計器類室工の施工については、 本章2-7-2 弁室工の規定によるものとする。	10	2	10	2			2-10-2	計器類室工 計器類室工の施工については、 本章2-7-2 弁室工の規定によるものとする。
13	2	9	3			2-9-3	付帯施設設置工 付帯施設設置工の規定については、 本章2-6-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。	10	2	10	3			2-10-3	付帯施設設置工 付帯施設工の施工については、 本章2-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。
13	2	10				第10節	制水弁室工	10	2	11				第11節	制水弁室工
13	2	10	1			2-10-1	作業土工 作業土工の施工については、 第3編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	10	2	11	1			2-11-1	作業土工 作業土工の施工については、 第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
13	2	10	2			2-10-2	弁室工 制水弁室工の施工については、 本章2-6-2 弁室工の規定によるものとする。	10	2	11	2			2-11-2	弁室工 制水弁室工の施工については、 本章2-7-2 弁室工の規定によるものとする。
13	2	10	3			2-10-3	付帯施設設置工 付帯施設工の施工については、 本章2-6-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。	10	2	11	3			2-11-3	付帯施設設置工 付帯施設工の施工については、 本章2-7-3 付帯施設設置工の規定によるものとする。
13	2	11				第11節	減圧水槽工	10	2	12				第12節	減圧水槽工
13	2	11	1			2-11-1	作業土工 作業土工の施工については、 第3編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	10	2	12	1			2-12-1	作業土工 作業土工の施工については、 第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
13	2	11	2			2-11-2	減圧水槽工	10	2	12	2			2-12-2	減圧水槽工
13	2	11	2	1		1.	基礎工の施工については、 第3編2-4-1 2基礎工の規定によるものとする。	10	2	12	2	1		1.	基礎工の施工については、 第1編第3章第4節 基礎工の規定によるものとする。
13	2	11	2	2		2.	型枠の施工については、 第3編第3章第8節 型枠・支保の規定によるものとする。	10	2	12	2	2		2.	型枠の施工については、 第1編第5章第4節 型枠及び支保の規定によるものとする。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	2	11	2	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	10	2	12	2	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第5章第3節コンクリートの規定によるものとする。
13	2	11	2	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	10	2	12	2	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第5章第5節鉄筋の規定によるものとする。
13	2	11	3			2-11-3	付帯施設設置工 付帯施設工の施工については、本章2-6-3付帯施設設置工の規定によるものとする。	10	2	12	3			2-12-3	付帯施設設置工 付帯施設工の施工については、本章2-7-3付帯施設設置工の規定によるものとする。
13	2	12				第12節	スラストブロック工	10	2	13				第13節	スラストブロック工
13	2	12	1			2-12-1	スラストブロック工	10	2	13	1			2-13-1	スラストブロック工
13	2	12	1	1		1.	基礎工の施工については、第3編2-4-1-2基礎工の規定によるものとする。	10	2	13	1	1		1.	基礎工の施工については、第1編第3章第4節基礎工の規定によるものとする。
13	2	12	1	2		2.	型枠の施工については、第3編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	10	2	13	1	2		2.	型枠の施工については、第1編第5章第4節型枠及び支保の規定によるものとする。
13	2	12	1	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	10	2	13	1	3		3.	コンクリートの施工については、第1編第5章第3節コンクリートの規定によるものとする。
13	2	12	1	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	10	2	13	1	4		4.	鉄筋の施工については、第1編第5章第5節鉄筋の規定によるものとする。
13	2	13				第13節	付帯工	10	2	14				第14節	付帯工
13	2	13	1			2-13-1	用地境界杭工 用地境界杭工の施工については、第6編1-12-2境界工の規定によるものとする。	10	2	14	1			2-14-1	用地境界杭工 用地境界杭工の施工については、第1編3-3-17境界工の規定によるものとする。
13	2	13	2			2-13-2	埋設物表示工	10	2	14	2			2-14-2	埋設物表示工
								10	2	15				第15節	法面工
								10	2	15	1			2-15-1	植生工 植生工の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。
								10	2	15	2			2-15-2	吹付工 吹付工の施工については、第1編3-3-6法面吹付工の規定によるものとする。
								10	2	16				第16節	耕地復旧工
								10	2	16	1		1	2-16-1	水田復旧工
								10	2	16	1	1		1.	基盤整地
								10	2	16	1	2		2.	畔畔築立
								10	2	16	1	3		3.	耕起
								10	2	16	2			2-16-2	畑地復旧工
								10	2	16	2	1		1.	基盤整地
								10	2	16	2	2		2.	砕土
								10	2	17				第17節	道路復旧工
								10	2	17	1			2-17-1	路体盛土工 路体工の施工については、第1編4-4-3路体盛土工の規定によるものとする。
								10	2	17	2			2-17-2	路床盛土工 路床工の施工については、第1編4-4-4路床盛土工の規定によるものとする。
								10	2	17	3			2-17-3	舗装準備工

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	4	1		2		2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書 第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、適用すべき各編の規定によるものとする。	10	3	1	1	2		2.	本章に特に定めのない事項については、山口県土木工事共通仕様書(平成14年)及び本編他章の規定によるものとする。
13	4	2				第2節	一般事項	10	3	2				第2節	一般事項
13	4	2	1			4-2-1	適用すべき諸基準	10	3	2	1			3-2-1	適用すべき諸基準
							農業土木学会 土地改良事業設計指針「ため池整備」 山口県農林水産部農村整備課 ため池整備事業実施の手引き								(1)土地改良事業設計指針「ため池整備」(社)農業土木学
13	4	2	2			4-2-2	定義	10	3	2	2			3-2-2	定義
13	4	2	3			4-2-3	土取場	10	3	2	3			3-2-3	土取場
								10	3	2	4			3-2-4	段階確認
															あらかじめ、監督職員が指示した部分の他、下表「段階確認一覧表」に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。
														表	段階確認一覧表
13	4	3				第3節	堤体工	10	3	3				第3節	堤体工
13	4	3	1			4-3-1	雑物除去工	10	3	3	1			3-3-1	雑物除去工
13	4	3	2			4-3-2	表土剥ぎ工	10	3	3	2			3-3-2	表土剥ぎ工
13	4	3	3			4-3-3	掘削工	10	3	3	3			3-3-3	掘削工
13	4						受注者は、掘削工の施工について第1編4-3-2掘削工の規定によるものとし、計画基礎地盤高に達する前に地盤の支持力試験を行い、地盤改良の要否を検討するものとする。なお、試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。								請負者は、掘削工の施工について第1編4-4-2掘削工の規定によるものとし、計画基礎地盤高に達する前に地盤の支持力試験を行い、地盤改良の要否を検討するものとする。なお、試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
13	4	3	4			4-3-4	盛土工	10	3	3	4			3-3-4	盛土工
13	4						盛土工の施工については、第1編の2-3-3盛土工の規定によるものとする。								盛土工の施工については、第1編4-3-3盛土工の規定によるものとする。
13	4	3	5			4-3-5	作業土工	10	3	3	5			3-3-5	作業土工
13	4						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
13	4	3	6			4-3-6	作業残土処理工	10	3	3	6			3-3-6	作業残土処理工
13	4						作業残土の処理については、第1編2-3-7残土処理工の規定によるものとする。								作業残土の処理については、第1編4-3-7作業残土処理工の規定によるものとする。
13	4	3	7			4-3-7	法面整形工	10	3	3	7			3-3-7	整形仕上げ工
13	4						法面整形の施工については、第1編2-3-5法面整形工の規定によるものとする。								整形仕上げ工の施工については、第1編4-3-5整形仕上げ工の規定によるものとする。
13	4	3	8			4-3-8	掘削土の流用工	10	3	3	8			3-3-8	掘削土の流用工
13	4	3	9			4-3-9	掘削土の搬出工	10	3	3	9	0		3-3-9	掘削土の搬出工
13	4	3	10			4-3-10	堤体盛立工	10	3	3	10			3-3-10	堤体盛立工
13	4	3	11			4-3-11	裏法フィルター工	10	3	3	11			3-3-11	裏法フィルター工
13	4	3	12			4-3-12	腰ブロック工	10	3	3	12			3-3-12	腰ブロック工
13	4	3	12	1		1	腰ブロック工の施工については第3編第2章第5節 石・ブロック積(張)工の規定によるものとする。								
13	4	3	12	2		2	受注者は、腰ブロックの水抜孔の施工にあたり、硬質塩化ビニル管(Vuφ40mm)を1㎡に1箇所程度の割合で設置しなければならない。								請負者は、腰ブロックの水抜孔の施工にあたり、硬質塩化ビニル管(Vuφ40mm)を1㎡に1箇所程度の割合で設置しなければならない。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
13	4	3	13			4-4-13	ドレーン工	10	3	3	13			3-3-13	ドレーン工
								10	3	3	14			3-3-14	水路工
															工事に使用するコンクリート二時製品は、十分使用する目的に合致した品質、形状、寸法を有しているもので、ひび、欠け、傷等の欠点があるものを使用してはならない。なお使用するベンチフリュームは「山口県型」を標準とする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
13	4	4				第4節	地盤改良工	10	3	4				第4節	地盤改良工
							地盤改良工の施工については、第3編第2章第6節地盤改良工の規定によるものとする。								
								10	3	4	1			3-4-1	浅層改良工
												1		1.	請負者は、固化材による地盤改良の施工方法を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。なお、これ以外の改良方法を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。
												2		2.	請負者は、所定の添加量となるようにヤードを決め、バックホウ等で固化材を散布するものとする。
												3		3.	請負者は、バックホウ等により所定の深さまで現地土と固化材を混合・かく拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。
												4		4.	請負者は、固化材を混合、かく拌し所定の養生期間を経た後、基盤面の仕上げを行うものとする。
												5		5.	請負者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。
												6		6.	請負者は、工事着手前に室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督職員の承諾を得なければならない。
												7		7.	請負者は、セメント系固化材を使用する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督職員の指示を受けるものとする。
								10	3	4	2			3-4-2	深層改良工
												1		1.	請負者は、セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。なお、これ以外の改良方法を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。
												2		2.	請負者は、セメント系ミルクを混合した柱状の固結体を形成し、基礎地盤に所要のせん断耐力を確保するものとする。
												3		3.	請負者は、地盤改良にあたり、改良むらを無くし、十分な強度が得られるよう慎重に施工しなければならない。

編	章	節	条	項	項 以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条	条文更正
													4	4.	請負者は、セメント系ミルクを混合し所定の養生期間を経た後、改良による盤ぶくれをバックホウ等により計画の高さまで撤去しなければならない。なお、撤去したものの処理方法については設計図書によるものとする。
													5	5.	請負者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。
													6	6.	請負者は、工事着手前に室内配合試験を行い、使用するセメント系ミルクの添加量について監督職員の承諾を得なければならない。
													7	7.	請負者は、配合試験に用いる土質試料について、現況池底堆積泥土より下方から採取するものとする。
													8	8.	請負者は、改良深さについて、設計図書に定める深度まで行わなければならない。
													9	9.	請負者は、施工に先立ってサウンディング試験等により現況地盤の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
													10	10.	請負者は、施工に際してミルク注入量、運転時間等を日記記録計により管理しなければならない。
													11	11.	請負者は、セメント系固化材を使用する場合、浸透流出のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督職員の指示を受けるものとする。
13	4	5				第5節	洪水吐工	10	3	5				第5節	洪水吐工
13	4	5	1			4-5-1	洪水吐工	10	3	5	1			3-5-1	洪水吐工
13	4	6				第6節	取水施設工	10	3	6				第6節	取水施設工
13	4	6	1			4-6-1	取水施設工	10	3	6	1			3-6-1	取水施設工
13	4	6	2			4-6-2	ゲート及びバルブ製作工	10	3	6	2			3-6-2	ゲート及びバルブ製作工
13	4	6	3			4-6-3	取水ゲート工	10	3	6	3			3-6-3	取水ゲート工
13	4	6	4			4-6-4	土砂吐ゲート	10	3	6	4			3-6-4	土砂吐ゲート
13	4	7				第7節	浚渫工	10	3	7				第7節	浚渫工
								10	3	7	1			3-7-1	土質改良工
13	4	7		1		1.	受注者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、監督職員の確認を受けなければならない。	10	3	7	1	1		1.	請負者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、監督職員の確認を受けなければならない。
13	4	7		2		2.	受注者は、泥土の改良について、その施工方法を施工計画に記載し、監督職員に提出しなければならない。	10	3	7	1	2		2.	請負者は、泥土の改良について、その施工方法を施工計画に記載し、監督職員に提出しなければならない。
13	4	7		3		3.	受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編 2-5-2浚渫土処理工の規定によるものとする。	10	3	7	1	3		3.	請負者は、固化材により泥土の改良を行う場合、所定の添加量となるようにヤードを決めバックホウ等で固化材を散布するものとする。
								10	3	7	1	4		4.	請負者は、固化材による泥土の改良について、バックホウ等により所定の深さまで泥土と固化材を混合・かく拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。
								10	3	7	1	5		5.	請負者は、固化材を混合・かく拌した後、バックホウ等により改良土を均すものとする。

編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	条文更正
								10	3	7	1	6		6.	請負者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。
								10	3	7	1	7		7.	請負者は、工事着手前に室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督職員の承諾を得なければならない。
								10	3	7	1	8		8.	請負者は、セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督職員の指示を受けるものとする。
								10	3	7	1	9		9.	請負者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準(案)の第4種建設発生土相当以上(コーン指数(qc)が200kN/m ² 以上若しくは一軸圧縮強度(qu)が50kN/m ² 以上)に改良しなければならない。なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
								10	3	7	1	10		10.	請負者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)」を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。